

包括許可について（運用のための輸出注意事項） 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○包括許可について（運用のための輸出注意事項）（平成17年2月25日 平成17・02・23貿局第2号）

改正後	現 行
<p>包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号。以下「包括許可要領」という。）の運用を次のように定める。</p> <p>これにより特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出又は<u>特定国</u>において特定の技術を提供することを目的とする取引又は<u>特定国の非居住者に特定の技術を提供することを目的とする取引</u>を行おうとする者は、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号輸出注意事項62第11号）又は<u>外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する取引又は行為</u>について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）によるほか、下記により包括許可要領に定める一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可（以下「一般包括許可」という。）、特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可（以下「特定包括許可」という。）、<u>特別返品等包括輸出許可及び特別返品等包括役務取引許可</u>（以下「特別返品等包括許可」という。）<u>並びに特定子会社包括輸出許可及び特定子会社包括役務取引許可</u>（以下、「<u>特定子会社包括許可</u>」という。）を受けすることができる。</p> <p>I 一般包括許可 （略）</p> <p>II 特定包括許可 （略）</p> <p>III 特別返品等包括許可 （略）</p> <p>IV <u>特定子会社包括許可</u></p> <p><u>1 特定子会社包括輸出許可の要件</u> （1）申請者に関する要件 輸出管理社内規程を適切に整備し、その輸出管理社内規程に基づき外為法等</p>	<p>包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号輸出注意事項17第7号。以下「包括許可要領」という。）の運用を次のように定める。</p> <p>これにより特定の地域を仕向地とする特定の貨物の輸出又は<u>特定の地域</u>において特定の技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者は、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号輸出注意事項62第11号）又は<u>外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引</u>について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）によるほか、下記により包括許可要領に定める一般包括輸出許可及び一般包括役務取引許可（以下「一般包括許可」という。）、特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可（以下「特定包括許可」という。）<u>並びに特別返品等包括輸出許可及び特別返品等包括役務取引許可</u>（以下「特別返品等包括許可」という。）を受けすることができる。</p> <p>I 一般包括許可 （略）</p> <p>II 特定包括許可 （略）</p> <p>III 特別返品等包括許可 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

遵守事項を確実に実施している者

輸出管理社内規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室からコンプライアンス・プログラム受理票又は輸出管理社内規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けているとともに、経済産業省による実地の調査を受けているものであること。

なお、申請者は実地の調査に基づく書面による指導を受けた場合には、これに従わなければならない。

また、実地の調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実地の調査を省略する。

①包括許可取扱要領Ⅳの3の(1)の申請者に関する要件

A種特定子会社から提出された別紙3（A種特定子会社が包括許可取扱要領Ⅳの3の(2)及び(3)へ提出した誓約書を含む。）の確実な実施のため、A種特定子会社の社内管理を指導し、その実施状況について、A種特定子会社から年1回、報告書を提出させ、指導・監督を行うこと。

なお、申請前及び更新前にそれぞれ少なくとも1回、A種特定子会社に対し実地の監査を行うこと。

②包括許可取扱要領Ⅳの3の(2)の申請者に関する要件

B種特定子会社から提出された別紙4（B種特定子会社が包括許可取扱要領Ⅳの3の(1)及び(3)へ提出した誓約書を含む。）の確実な実施のための社内管理を指導し、その実施状況について、B種特定子会社から年1回、報告書を提出させ、指導・監督を行うこと。

なお、申請前及び更新前にそれぞれ少なくとも1回、B種特定子会社に対し実地の監査を行うこと。

(2) A種特定子会社又はB種特定子会社に関する要件

申請者に対し特定子会社包括輸出許可により輸出された貨物を適切に管理することを内容とする別紙3又は4の誓約書を提出し、その誓約書の確実な実施のための社内管理体制を構築し、年1回、報告書を自社の株式の過半数を有する申請者に提出し、指導・監査を受けること。

## 2 特定子会社包括役務取引許可の要件

### (1) 申請者に関する要件

輸出管理社内規程を適切に整備し、その輸出管理社内規程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施している者

輸出管理社内規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室からコンプライアンス・プログラム受理票又は輸出管理社内規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けているとともに、経済産業省による実地の調査を受けているものであること。

なお、申請者は実地の調査に基づく書面による指導を受けた場合には、これに従わなければならない。

また、実地の調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実地の調査を省略する。

#### ①包括許可取扱要領Ⅳの3の(1)の申請者に関する要件

A種特定子会社から提出された別紙3（A種特定子会社が包括許可取扱要領Ⅳの3の(2)及び(3)へ提出した誓約書を含む。）の確実な実施のため、A種特定子会社の社内管理を指導し、その実施状況について、A種特定子会社から年1回、報告書を提出させ、指導・監督を行うこと。

なお、申請前及び更新前にそれぞれ少なくとも1回、A種特定子会社に対し実地の監査を行うこと。

#### ②包括許可取扱要領Ⅳの3の(2)の申請者に関する要件

B種特定子会社から提出された別紙4（B種特定子会社が包括許可取扱要領Ⅳの3の(1)及び(3)へ提出した誓約書を含む。）の確実な実施のための社内管理を指導し、その実施状況について、B種特定子会社から年1回、報告書を提出させ、指導・監督を行うこと。

なお、申請前及び更新前にそれぞれ少なくとも1回、B種特定子会社に対し実地の監査を行うこと。

### (2) A種特定子会社又はB種特定子会社に関する要件

申請者に対し特定子会社包括役務取引許可により提供された技術を適切に管理することを内容とする別紙3又は4の誓約書を提出し、その誓約書の確実な実施のための社内管理体制を構築し、年1回、報告書を自社の株式の過半

数を有する申請者に提出し、指導・監査を受けること。

### 3 特定子会社包括許可の申請手続

#### (1) 申請窓口

特定子会社包括許可の申請は、安全保障貿易審査課に行わなければならない。

#### (2) 申請に必要な書類

特定子会社包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(チ)の書類を、申請窓口提出しなければならない。

##### (イ) 許可申請書……………2通

###### ① 特定子会社包括輸出許可の場合

特定子会社包括輸出許可申請書(包括許可要領様式第7)

###### ② 特定子会社包括役務取引許可の場合

特定子会社包括役務取引許可申請書(包括許可要領様式第8)

##### (ロ) 特定子会社包括許可申請明細書(様式k)・・・1通

##### (ハ) チェックリスト受理票の写し・・・1通

##### (ニ) 適格説明会の受講実績……………1通

① 適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない(記載例1を参照)。

② 適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。

③ 受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存している者であることを必要としない。

④ 適格説明会の受講実績は、チェックリスト受理票に「未受講」の押印があるときに限り必要とされる。

⑤ 天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、①の書面にその事情を記載して提出することができる。

(ホ) A種特定子会社又はB種特定子会社の概要の説明書 …… 1通  
(大量破壊兵器通達の別記3の1①及び②に従った書類。以下同じ。)

(へ) A種特定子会社又はB種特定子会社から提出された別紙3又は4の誓約書事項の遵守を徹底するための管理体制を示す書類(包括許可取扱要領Ⅳの3の(3)の申請者を除く) …… 1通

(ト) A種特定子会社については、A種特定子会社の株式の過半数を有する申請者が、B種特定子会社については、B種特定子会社の株式の過半数を有する申請者が、それぞれの子会社に対し、申請前18ヶ月前から申請前において実施した輸出管理に関する監査の実績を示す書類…… 1通

(チ) 次の誓約書

① 特定子会社包括輸出許可申請を行う場合

①-i) 包括許可取扱要領Ⅳの3の(1)の者が申請する場合

(あ) A種特定子会社の誓約書(別紙3の誓約書)・原本及び写し1通

(い) 申請者の誓約書(い-1) 特定子会社包括輸出許可を適用し貨物を輸出する場合には、A種特定子会社に対し、適用する特定子会社包括輸出許可の番号を通知するとともに、別紙3の誓約書の確実な実施のための貨物の管理(管理とは、特定子会社包括輸出許可を適用し輸出された貨物を記録し、適切な用途に用いられていることについて、適時確認すること等をいう。以下同じ。)を徹底させる旨(い-2) A種特定子会社から再販売、再移転又は再輸出を行うための事前同意を求められる場合には経済産業省の事前同意を得る旨及び(い-3) A種特定子会社が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書) …… 原本1通

①-ii) 包括許可取扱要領Ⅳの3の(2)の者が申請する場合

(あ) A種特定子会社及びB種特定子会社の誓約書(別紙3又は4) …… 原本及び写し1通

(い) 申請者の誓約書（(い-1) 特定子会社包括輸出許可を適用し貨物を輸出する場合には、A種特定子会社及びB種特定子会社に対し、適用する特定子会社包括輸出許可の番号を通知するとともに、別紙3又は4の誓約書の確実な実施のための貨物の管理を徹底をすることについて十分な理解を得る又は徹底させる旨（なお、B種特定子会社が、A種特定子会社へ貨物を販売する際に、A種特定子会社に対し、適用された特定子会社包括輸出許可の番号を通知し、貨物の管理について十分な理解を得ることを含む）(い-2) A種特定子会社から再販売、再移転若しくは再輸出を行うための事前同意を求められる場合又はB種特定子会社からA種特定子会社以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出を行うための事前同意を求められる場合には、経済産業省の事前同意を得る旨及び(い-3) A種特定子会社又はB種特定子会社が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書） 原本1通

①-iii) 包括許可取扱要領Ⅳの3の(3)の者が申請する場合

(あ) A種特定子会社及びB種特定子会社の誓約書(別紙3又は4)・・・  
原本及び写し1通

(い) 申請者の誓約書（(い-1) 特定子会社包括輸出許可を適用し貨物を輸出する場合には、A種特定子会社及びB種特定子会社に対し、適用する特定子会社包括輸出許可の番号を通知するとともに、別紙3又は4の誓約書の確実な実施のための貨物の管理の徹底について十分な理解を得る旨（なお、B種特定子会社については、A種特定子会社へ貨物を販売する際には、A種特定子会社に対し、適用された特定子会社包括輸出許可の番号を通知することに対する理解も含む）(い-2) A種特定子会社から再販売、再移転若しくは再輸出を行うための事前同意を求められる場合又はB種特定子会社からA種特定子会社以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出を行うための事前同意を求められる場合には、経済産業省の事前同意を得る旨及び(い-3) A種特定子会社又はB種特定子会社が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書） 原本1通

② 特定子会社包括役務取引許可申請を行う場合

②-i) 包括許可取扱要領Ⅳの3の(1)の者が申請する場合

(あ) A種特定子会社の誓約書(別紙3の誓約書)・原本及び写し1通

(い) 申請者の誓約書( (い-1) 特定子会社包括役務取引許可を適用し技術の提供を行う場合には、A種特定子会社に対し、適用する特定子会社包括役務取引許可の番号を通知するとともに、別紙3の誓約書の確実な実施のため提供された技術の管理を徹底させる旨(い-2) A種特定子会社から技術の再提供を行うための事前同意を求められる場合には経済産業省の事前同意を得る旨及び(い-3) A種特定子会社が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書) 原本1通

②-ii) 包括許可取扱要領Ⅳの3の(2)の者が申請する場合

(あ) A種特定子会社及びB種特定子会社の誓約書(別紙3又は4)・・・  
原本及び写し1通

(い) 申請者の誓約書( (い-1) 特定子会社包括役務取引許可を適用し技術の提供を行う場合には、A種特定子会社及びB種特定子会社に対し、適用する特定子会社包括役務取引許可の番号を通知するとともに、別紙3又は4の誓約書の確実な実施のため提供された技術の管理を徹底することについて十分な理解を得る又は徹底させる旨(なお、B種特定子会社が、A種特定子会社へ技術を提供する際には、A種特定子会社に対し、適用された特定子会社包括役務取引許可の番号を通知し、提供した技術の管理について十分な理解を得ることも含む)(い-2) A種特定子会社から技術の再提供を行うための事前同意を求められる場合又はB種特定子会社からA種特定子会社以外の者に技術の再提供を行うための事前同意を求められる場合には、経済産業省の事前同意を得る旨及び(い-3) A種特定子会社又はB種特定子会社が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書)・・・  
原本1通

②-iii) 包括許可取扱要領Ⅳの3の(3)の者が申請する場合

(あ) A種特定子会社及びB種特定子会社の誓約書(別紙3又は4)・・・  
原本及び写し1通

(い) 申請者の誓約書( (い-1) 特定子会社包括役務取引許可を適用し技術の提供を行う場合には、A種特定子会社及びB種特定子会社に対し、適用する特定子会社包括役務取引許可の番号を通知するとともに、別紙3又は4の誓約書の確実な実施のため提供された技術の管理を徹底することについて十分な理解を得る又は徹底させる旨(なお、B種特定子会社が、A種特定子会社へ技術を提供する際には、A種特定子会社に対し、適用された特定子会社包括役務取引許可の番号を通知し、提供した技術の管理について十分な理解を得ることも含む) (い-2) A種特定子会社から再販売、再移転若しくは再輸出を行うための事前同意を求められる場合又はB種特定子会社からA種特定子会社以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出を行うための事前同意を求められる場合には、経済産業省の事前同意を得る旨及び(い-3) A種特定子会社又はB種特定子会社が誓約書に違反していることを知った場合には直ちに経済産業省に報告する旨の誓約書)・・・原本1通

#### 4 特定子会社包括輸出許可証の分割及び特定子会社包括許可の変更

##### (1) 特定子会社包括輸出許可証の分割手続

###### (イ) 特定子会社包括輸出許可申請と同時に分割を受けるとき

特定子会社包括輸出許可の申請と同時に当該許可証の分割の申請を併せて行うときは、3(2)に定める書類に加え、分割を必要とする通数の特定子会社包括輸出許可申請書を申請窓口へ提出しなければならない。

###### (ロ) 既に発行された特定子会社包括輸出許可証の分割を受けるとき

既に発行された特定子会社包括輸出許可証の分割を受けようとするときは、分割を必要とする通数に1を加えた通数の特定子会社包括輸出許可申請書、包括輸出許可証分割申請理由書(様式c)1通及び既に発行された特定子会社包括輸出許可証の写し1通を申請窓口へ提出しなければならない。

また、分割された特定子会社包括輸出許可証の発行を受けるときは、既に発行された特定子会社包括輸出許可証を申請窓口へ提出しなければならない。提出された当該許可証は、必要な追記が行われたのち、申請者に返却される。



(2) 特定子会社包括許可の変更手続

申請者名、住所又は取引の内容の変更をしたときは、変更に係る次の書類（ただし、変更に係るものに限る。）を申請窓口提出しなければならない（ただし③及び④については、対象となるA種特定子会社又はB種特定子会社に係るものに限る）。

変更された特定子会社包括許可証を受けるときは、既に発行された特定子会社包括許可証及び分割された特定包括輸出許可証を返還しなければならない。

- ① 許可申請書…………… 2 通
- ② 特定子会社包括許可の変更に係る申請理由書（様式1）…………… 1 通
- ③ A種特定子会社又はB種特定子会社の概要の説明書（3（2）（ホ）に同じ。）…………… 1 通
- ④ 登記簿謄本等変更を証する書類…………… 1 通
- ⑤ 原許可証の写し…………… 1 通
- ⑥ 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出許可申請書
- ⑦ チェックリスト受理票の写し…………… 1 通

5 特定子会社包括許可の更新

(1) 更新申請の時期

特定子会社包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特定子会社包括許可の有効期限の3ヶ月前の日から申請を行うことができる。

(2) 更新のための手続

特定子会社包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(ヌ)の書類を提出しなければならない。

(イ) 許可申請書…………… 2 通

- ① 特定子会社包括輸出許可の場合  
特定子会社包括輸出許可申請書
- ② 特定子会社包括役員取引許可の場合  
特定子会社包括役員取引許可申請書

(ロ) 特定子会社包括許可申請明細書（様式k）…………… 1 通

(ハ) チェックリスト受理票の写し・・・1通

(ニ) 適格説明会の受講実績・・・・・・・・・・1通

- ① 適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない（記載例1を参照）。
- ② 適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。
- ③ 受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存していることを必要としない。
- ④ 適格説明会の受講実績は、チェックリスト受理票に「未受講」の押印があるときに限り必要とされる。
- ⑤ 天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、①の書面にその事情を記載して提出することができる。

(ホ) A種特定子会社又はB種特定子会社の概要の説明書（3（2）（ホ）に同じ）・・・・・・・・1通

(ヘ) A種特定子会社については、A種特定子会社の株式の過半数を有する申請者が、B種特定子会社については、B種特定子会社の株式の過半数を有する申請者が、許可の有効期間においてそれぞれの子会社に対し実施した実地の監査実績を示す書類・・・1通

(ト) 原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類・・・・・・・・1通

(チ) 3（2）（チ）の誓約書

(リ) 原許可証の写し・・・・・・・・1通

(ヌ) 分割を必要とするときは、必要とする通数の特定子会社包括輸出許可申請書

6 その他

<p>(1) 書類の提出窓口</p> <p>3 (1) のほか、書類の提出窓口は以下のとおりとする。</p> <p><u>(イ) 輸出管理社内規程：安全保障貿易検査官室</u></p> <p><u>(ロ) 代表者名の変更届：安全保障貿易審査課</u></p> <p><u>(ハ) 住居表示変更届：安全保障貿易審査課</u></p> <p><u>(ニ) チェックリスト：安全保障貿易検査官室</u></p> <p><u>(ホ) 輸出又は取引の実績の報告：安全保障貿易審査課</u></p> <p><u>(ヘ) 輸出管理社内規程に関する変更届：安全保障貿易検査官室</u></p> <p>(2) 輸出管理社内規程に関する変更等</p> <p><u>特定子会社包括許可をもつ者について以下の事実があったときは、輸出管理社内規程の整備又はその実施について確認するため、安全保障貿易検査官室がチェックリストに直近の取組状況を記入したものの提出を求めることがある。</u></p> <p><u>① 輸出管理社内規程に変更があったとき</u></p> <p><u>② 合併、会社分割、営業譲渡等により組織上重大な変化があったとき</u></p> <p>(3) 書類の大きさ</p> <p><u>本輸出注意事項に定める提出書類は、別に定めがない限りにおいては、A列4番とする。ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。</u></p> <p>別紙1～2 (略)</p> <p>別紙3</p> <p>別紙4</p> <p>様式a～b (略)</p> <p>様式c → <u>別添G</u></p> <p>様式d～j (略)</p> <p>様式k → <u>別添H</u></p> <p>様式l → <u>別添I</u></p>	<p>別紙1～2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>様式a～b (略)</p> <p>様式c → <u>別添F</u></p> <p>様式d～j (略)</p>
--	--



別紙3

A種特定子会社の誓約書については、以下の事項を誓約することとする。

1 申請者より特定子会社包括を適用し、貨物の輸出又は役務の提供が行われた場合には、  
2で誓約する内容を着実に実施するための管理の徹底を行い、年一回申請者に報告すること

2 (1) A種特定子会社の名称、所在地及び事業の概要

(2) 当該貨物及びその複製品又は技術の設置又は使用の場所

(3) 用途の限定(当該貨物及びその複製品又は技術の用途は2 (1)に記載された事業の概要の遂行に必要なものであって、民生用途に限り、大量破壊兵器(核兵器、  
生物兵器、化学兵器、ミサイル)の開発又は製造には、使用しない。)

(4) 貨物の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供の制限(当該貨物及び技術並びにこれらの複製品の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をしない。なお、やむを得ず、当該貨物及びその複製品の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をする場合には、貨物の輸出者又は技術の提供者の事前同意を得る。)

(5) 代表者によるサイン、肩書き、日付

別紙4

B種特定子会社の誓約書については、以下の事項を誓約することとする。

1 申請者より特定子会社包括を適用し、貨物の輸出又は役務の提供が行われた場合には、  
2で誓約する内容を着実に実施するための管理の徹底を行い、年1回申請者に報告すること

2. (1) B種特定子会社の名称、所在地及び事業の概要

(2) 当該貨物の販売対象若しくは移転対象又は当該技術の提供対象の限定（当該貨物及び技術並びにこれらの複製品の販売及び提供する対象は確定しているA種特定子会社（名所、所在地及び事業の内容を記載）に限り、これ以外の者に販売、移転若しくは再輸出又は提供する場合には、貨物の輸出者又は技術の提供者の事前同意を得る。）

(3) 用途の限定（当該貨物及びその複製品又は技術の用途は民生用途に限り、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）の開発又は製造には、使用しない。）

(4) 代表者によるサイン、肩書き、日付

別添G

様式 c

年 月 日

包括輸出許可証分割申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名

記名押印

又は署名

住 所

電話番号 (担当)

下記のとおり、既に発行された【一般包括輸出許可証・特定包括輸出許可証・特別返品等包括輸出許可証・特定子会社包括輸出許可証】の分割を申請します。

記

1. 分割を必要とする理由

2. 分割を必要とする許可証の許可番号

3. 必要通数

別添H

様式k

年 月 日

特定子会社包括許可申請明細書

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 (担当) \_\_\_\_\_

下記のとおり、特定子会社包括輸出許可（特定子会社包括役務取引許可）を申請します。

記

1. 申請者の概要

事業内容			
主要取扱品目			
資本金	○資本金 百万円（ 年 月 日 現在）		
輸出管理部門名 （事務局部門名）			
輸出管理社内規程 受理年月日	年 月 日	受理番号	

2. 申請理由

3. 輸入者又は取引の相手方及び需要又は利用する者の概要

（買主又は取引の相手方）名称：

住所：

（荷受人） 名称：

住所：

（需要者又は利用する者）名称：

住所：

（申請者との資本関係）

4. 申請に係る貨物（技術）の範囲

5. 分割を必要とする場合の理由



6. 必要通数

7. 提出書類確認表（本書面を除く）

	書類の種類	通数	備考
1	特定子会社包括許可申請書		
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

(注) 備考欄は記入しないでください。

別添 I

様式 1

年 月 日

特定子会社包括許可の変更に係る申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 (担当) \_\_\_\_\_

既に発行された特定子会社包括許可について、下記のとおり変更が生じたので、新たに特定子会社包括許可を申請します。

記

1. 変更理由
2. 変更を要する許可番号
3. 変更事項
4. 分割を必要とする理由
5. 必要通数